

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請  
（建設・不動産分野）のポイント（2021.11.17 現在）

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請（以下「本申請」という。）の建設・不動産分野についての注意事項となります。

1. 申請方法について

○申請はメールのみで受け付けます。郵送・FAX等を利用した申請はできませんので、ご注意ください。

○1通のメールで、全ての添付書類が整っているもののみ審査いたします。

○メールのタイトルは、指定されたとおりに付けてください。指定以外のタイトルできたものについては、審査出来ない場合があります。

○審査済証の発行には、申請から3週間程度かかりますので、十分に時間的余裕を持った申請をお願い致します。

○特に外国人の新規入国の場合等には、審査済証の受領後、当局による査証の発給に別途2～3週間かかるとのことです。その期間も加味した適切な時期に申請いただきますよう、お願い致します。

2. 審査済証発行済後に、滞在先や入国日等についての変更があった場合

○入国者情報を当省から水際関連省庁に共有致します。この共有ができなかった場合、入国手続に支障が生じる場合があります。

また、申請した内容と異なる行動を行うことは、誓約書に違反することになり、氏名の公表等の処分の対象となり得ますのでご注意ください。

申請後入国までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、新たな活動計画書を作成のうえ、速やかに審査担当者までご連絡下さい。

3. 申請メール等のタイトルの付け方

・【 】内に記載する提出の区分は、「申請」「変更」「結果報告」「陽性者報告」「違反事例報告」の5つから選択してください。

・申請の場合は、提出の区分＋「在留資格名（又は日本人帰国者、再入国者）」＋短縮や行動緩和を希望する場合は（短縮）又は（緩和）＋「：受入責任者名」

・各種報告は、【 】内に提出の区分＋審査済番号

・変更の場合は、審査済証発行前は、「申請区分」＋「申請日：西暦表示で8桁」＋「：受入責任者名」、審査済証発行後は「申請区分」＋「審査済証番号」＋「受入責任者名」

例：【申請】特定技能（短縮）：▲▲株式会社

- 【申請】 日本人帰国者（緩和＋短縮）：▲▲株式会社
- 【変更】 審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社
- 【変更】 申請日 20211115：▲▲株式会社
- 【結果報告】 審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社
- 【陽性者情報】 審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社
- 【違反事例報告】 審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

#### 4. 添付書類について

○「実施要領」及び「(留学・技能実習) 別途定める条件」(以下「技能実習等条件」という。)をご参照ください。(下記URL参照)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

ただし、「**外国人建設就労者**」(特定活動32号)、「**特定技能**」(建設分野)の方は、上記記載の添付書類に加え、「**適正監理計画認定証**」又は「**建設特定技能受入計画認定証**」の写しを添付してください。

○**様式1、3、4、5はExcelで申請**してください。PDFでの受付はできませんので、ご注意ください。Excel版は下記URLから入手可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

○様式2の「誓約書」については、WordまたはPDFで申請してください。

(※) PDFでの申請が不可能なご事情があれば、JPEGでも構いません。

○上記以外の添付書類につきましては、PDF(※)で、その書類が何であるかがタイトルから判別できるようにしてください。

(※) PDFでの申請が不可能なご事情があれば、JPEGでも構いません。

○メールタイトルと添付書類名で一次審査を行います。不足があるとみなされますと審査着手せずに返信いたしますので、ご注意ください。

#### 5. 代理申請について

○本人(受入責任者)以外の方が申請される場合には、その代理権限を証する書面を添付してください。なお、行政書士法及び弁護士法により、行政書士(法人)または弁護士(法人)でない者が報酬を得て、申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。

ただし、技能実習の監理団体と建設就労者受入事業の特定監理団体につきましては、本申請に関する全部委託を受けている場合は、特に代理権限を証する書面を添付することなく、受入責任者に代わって申請することが可能です。

#### 6. 受入責任者と受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者について

○受入責任者は、入国者を直接雇用している又は招聘した企業・個人事業主となります。受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者は、行動管理等の責

任を受入責任者が負うことを前提に、新型コロナウイルス感染症対策責任者の業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。

#### 7. 受入責任者の連絡先について

○受入責任者の連絡先は、常時連絡のつく番号を記載してください。固定電話の他に新型コロナウイルス感染症対策責任者の携帯電話番号の併記等をお願いいたします。